

栃木市農業委員会総会議事録

令和6年4月23日

栃木市農業委員会事務局

栃木市農業委員会総会

開催日時 令和6年4月23日（火） 午後2時30分

開催場所 栃木市役所本庁舎3階 正庁

出席委員

1 若色 昭松	2 高際 英明	3 五十畑節子	4 正田 秀雄
5 長 明美	6 小林真理子	7 柴 賢一郎	8 平本 勲
9 渡邊 昭男	10 狐塚 正直	11 田中 健一	12 山崎 幸行
13 大谷 朗	14 泉田 裕美	15 川嶋 房代	16 川田 久子
17 荒川 則夫	18 石塚 一彦	19 大塚 幸八	20 佐山 耕基
21 生澤 良一			

欠席委員 なし

農業委員会事務局職員

事務局長	石川 徳和	次長兼農委総務係長	高久 完治
次長補佐兼農地調整係長	小松原 雅人	主 査	田沼 篤
主 査	佐藤 真沙人	主 任	岡 剛伯

会議事件

議案第1号	農地法第3条の規定による許可申請について
議案第2号	農地法第4条の規定による許可申請について
議案第3号	農地法第5条の規定による許可申請について
議案第4号	非農地証明願について
議案第5号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 （利用権の設定）について
議案第6号	農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定 （所有権の移転）について
議案第7号	農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農用地利 用集積等促進計画案に対する意見について
報告第1号	農地法第5条第1項第6号の規定による農地転用届出書専決処理の 報告について
報告第2号	農地法第18条第6項の規定による通知受理状況の報告について
報告第3号	使用貸借契約解約通知書受理状況の報告について

開会の宣言

事務局長

それでは、ただ今から、令和6年4月栃木市農業委員会総会を開会いたします。若色会長よりごあいさつをお願いします。

(会長あいさつ)

事務局長

ありがとうございました。

ただ今の出席委員は21名で、定足数に達しておりますので、総会は成立しております。それでは、総会規則第5条により、議事の進行は若色会長をお願いします。

議事録署名

議長

それでは、これより議事に入ります。

まず、日程第1の議事録署名委員の指名を行います。

栃木市農業委員会総会規則第18条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声)

議長

それでは、議事録署名委員は、16番川田久子委員、17番荒川則夫委員をお願いいたします。

会議書記指名

議長

日程第2、会議書記の指名を行います。本日の会議書記には、事務局職員の佐藤真沙人氏と岡剛伯氏を指名いたします。

議 事

議長

それでは、日程第3の議案審議に入ります。

議案第1号「農地法第3条の規定による許可申請について」を、議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

岡主任

議案書2ページをご覧ください。

今月の申請は、所有権の移転が9件ありました。申請者、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、経営規模拡大のため、贈与により取得する申請です。

譲受人は、西方町金崎を中心に米を作付しています。

申請地でも米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町西山田を中心にぶどうなどを栽培しています。申請地では、ブルーベリー、みかん、柿を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、経営規模拡大のため、贈与により取得する申請です。

譲受人は、大平町真弓を中心に米を作付しております。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を売買により取得する申請です。

譲受人は、大平町伯仲を中心に米の作付を行っております。申請地でも、米を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、経営規模拡大のため、既に借りている農地を贈与により取得する申請です。

譲受人は、藤岡町富吉を中心に米、麦の栽培を行っております。申請地でも、同様の作物を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

6番については、経営規模拡大のため、農地を売買により取得する申請です。

譲受人は岩舟町静を中心に米、麦、大根、白菜、ネギ等の栽培を行っています。申請地でも、同様の作物を作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番、8番については、新規就農者が耕作地として農地を売買により取得する申請です。2筆を別々の所有者から購入するため、番号が別となっております。

譲受人は新規就農者であり、今年の1月11日面談し、認定済みで

す。義理の兄の圃場に隣接する申請地にて、指導を受けつつ、いちごを作付する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

9番については、経営規模拡大のため、売買により取得する申請です。

譲受人は、岩舟町和泉を中心に米、麦、大豆の栽培を行っております。申請地でも、同様の作物を栽培する予定です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上9件の申請につきましては、法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしております。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(長委員)

今回の北部調査委員長の5番長です。

今回は私と17番荒川委員、19番大塚委員の3名と事務局2名で、19日金曜日に事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回北部は、所有権移転の申請が1件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(山崎委員)

今回の南部調査委員長の12番山崎です。

今回は、私と8番平本委員、11番田中委員の3名と事務局2名で、22日月曜日、事前調査を行いました。それでは調査の結果を報告いたします。

今回南部は、所有権移転の申請が8件ありました。

書類審査および現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、現地の状況等も確認した結果、特に問題はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしくお願ひ
します。

議 長

ありがとうございました。
これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。
議案第1号について、原案のとおり許可することにご異議ござい
ませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第1号は、原案のとおり許可することに決定
いたしました。

議 長

次に、議案第2号「農地法第4条の規定による許可申請について」
を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。

佐藤主査

議案書の5ページをご覧ください。
今回は、1件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、農業用倉庫への転用です。地図は1ページです。
事業計画者は、藤岡町大前において米、麦の作付を行う農業者で
す。現在の申請地と自宅敷地内にある農業用倉庫に農機具を保管し
ておりますが、手狭となっている状態であり、出荷準備のための仕分
けスペースや収穫した米麦の一時保管場所を確保し、農業経営の効
率化を図るため新たな農業用倉庫の建築を計画しました。

農作業の効率性の観点から、自宅や既存の農業用倉庫の隣接地で
あることが望ましいと考え、申請地を選定しております。

農地の区分は、農地の広がり10ha以上の第1種農地でありま
すが、農業用施設の例外規定に該当します。

取水は上水道、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご
覧ください。

(写真説明)

以上1件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画
の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。ご審
議よろしくお願ひいたします。

議 長	ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。南部調査委員長をお願いします。
南部調査委員長 (山崎委員)	<p>今回南部は、農業用倉庫の申請が1件ありました。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。番号1番について、2番高際職務代理者をお願いします。
高際職代	<p>2番高際です。</p> <p>1番の案件ですが、現地を見させていただきましたが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。特に問題ないと思われるので、よろしくお願いします。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。 (質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第2号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。 (異議なしの声)</p>
議 長	異議なしと認め、議案第2号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
議 長	次に議案第3号「農地法第5条の規定による許可申請について」を議題とします。事務局より議案の説明をお願いします。
田沼主査	<p>議案書の7ページをご覧ください。</p> <p>今回は、7件の申請がありました。申請者・土地の表示等については記載のとおりです。</p> <p>1番については、太陽光発電設備への転用です。地図は2ページです。</p>

事業計画者は、太陽光発電事業を営む法人です。脱炭素社会の実現のため、太陽光発電事業の申請に至りました。申請地は付近に高い建物が無く、日照を十分に確保することができるため、事業地として選定しました。

農地の区分は、第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

2番については、駐車場敷地拡張の転用です。地図は3ページです。

事業計画者は、特別養護老人ホームの経営等を主な業とする社会福祉法人です。申請地においても、隣で特別養護老人ホームを運営しております。現在の駐車場用地は、過去に転用許可を取得しておりましたが、出入口が狭く通行が困難な状況でありました。そのため、隣接地を取得、赤道を払い下げ、出入口を確保して出入りしておりましたが、進入路の一部が農地であることが判明したため、今回、是正手続きの申請に至りました。なお、駐車場敷地としてしまったことについては申請者の始末書が添付されております。

農地の区分は、寺尾公民館から300m以内の第3種農地であり、原則許可です。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

3番については、一般住宅への転用です。地図は4ページです。

事業計画者は、市外のアパートに夫婦2名で居住しておりますが、現在のアパートでは手狭であることや、職場への通勤等を考え、住宅の建築を計画しました。将来子供ができたことを考え、幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかである申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、野州平川駅から800m以内の第2種農地であり、土地の代替性が無いため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

4番については、駐車場の転用です。地図は5ページです。

事業計画者は、文具、教材等の製造及び加工印刷を行う法人です。

現在、事業者周辺に分散して3カ所駐車場として借りていますが、返却するにあたり、買い上げ交渉を行いましたが無成立となり、駐車場の確保が急務となりました。また、製品の搬出入についても、敷地いっばいに建物が建っているため、車両が道路に停車し近隣に迷惑をかけているところから、併せて資材置場も確保する必要性がありました。今般、工場の周辺で土地を探していたところ、今回の申請地が適地と判断しました。計画によりますと、従業員及び来客用駐車場を整備し、一部を製造した資材の置場として利用します。

農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地であり、土地の代替性が無いため、許可基準に該当します。

取水、排水は無く、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

5番については、砂利採取のための一時転用です。地図は6ページです。

事業計画者は、建設資材の販売と生産を行っている法人です。申請地周辺には天然砂利が豊富にあり、事業に適した土地であることから、砂利採取事業を計画しました。

農地の区分は、農用地区域内の農地ではありますが、一時転用であるため、不許可の例外規定に該当いたします。

取水、排水はなく、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

佐藤主査

6番については、一般住宅への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、市内のアパートに妻と子供達の5人で居住しておりますが、現在のアパートでは手狭であることから住宅の建築を計画しました。

子供が大平南小学校に通っており、学区を変更しないで駐車スペースを取れる場所と考え祖父の所有地で検討したところ、幼稚園や小学校が近く、通日も穏やかであることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、大平南小学校及び大平みなみ幼稚園から500m以内の第3種農地であり、原則許可となります。

取水は上水道、排水は下水道、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

7番については、一般住宅への転用です。地図は7ページです。

事業計画者は、市外の借家に妻と2人で居住しておりますが、将来の子育て環境を見据えた時、現在の住居の間取り等の事情により手狭であることから、住宅の建築を計画しました。

事業者の実家のある栃木市大平町内で建築地を探したところ、幼稚園や小学校が近く、住環境が整っており、通日も穏やかであることから、申請地を建築地として選定しました。

農地の区分は、農地の広がり10ha未滿の第2種農地であり、集落に接続するため許可基準に該当します。

取水は上水道、排水は市道側溝、雨水は自然浸透です。スクリーンをご覧ください。

(写真説明)

以上7件の申請については、他法令の許認可の見込みや資金計画の妥当性等により転用の確実性も問題はないと考えられます。なお、1番及び5番の案件については面積が30aを超えるため、県の常設審議委員会に意見を求めます。ご審議よろしくお願いいたします。

議長

ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長
(長委員)

今回北部は、太陽光発電設備が1件、一般住宅が1件、駐車場敷地拡張が1件、駐車場及び資材置場が1件、砂利採取が1件、合計5件の申請がありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長

ありがとうございました。南部調査委員長をお願いします。

南部調査委員長
(山崎委員)

今回南部は、一般住宅の申請が2件ありました。

書類審査及び現地調査を行いました。申請書類に不備はなく、許可基準を満たしており、周辺農地への影響はないと思われるため、許可することが妥当であると考えます。

以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。

議長	<p>ありがとうございました。ここで地元委員の意見を伺います。 番号1番について、4番正田委員お願いします。</p>
正田委員	<p>4番正田です。 1番の案件ですが、特に問題はないと思いますので、皆様のご審議 よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>番号2番について、16番川田委員お願いします。</p>
川田委員	<p>16番川田です。 2番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおりです。 特に問題はないと思いますので、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>番号3番について、1番若色より報告いたします。 3番の案件ですが、住宅地として分譲しているところで、特に問題 ないかと思われめますので、よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>番号4番について、19番大塚委員お願いします。</p>
大塚委員	<p>19番大塚です。 4番の案件は、分散している駐車場を1か所にまとめ、資材置場と 駐車場を兼ねるといふ申請です。何の問題もないかと思われめますの で、ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>番号5番について、10番狐塚委員お願いします。</p>
狐塚委員	<p>10番狐塚です。 5番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり何の 問題もないかと思われめます。ご審議よろしくをお願いします。</p>
議長	<p>番号6番、7番について、17番荒川委員お願いします。</p>
荒川委員	<p>17番荒川です。 6番及び7番の案件については、事務局および調査委員長の説明 のとおり何の問題もないかと思われめます。ご審議よろしくお願いま す。</p>
議長	<p>ありがとうございました。 これより、質疑に入ります。発言のある方は挙手をお願いします。</p>

- (質疑なし)
- 議長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第3号について、原案のとおり許可することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議長 異議なしと認め、議案第3号は、原案のとおり許可することに決定いたしました。
なお、1番、5番の案件については、30アールを超えますので、県農業会議常設審議委員会に意見を求め、許可相当の回答を受理した後、許可することといたします。
- 議長 次に、議案第4号「非農地証明願について」を議題とします。
なお、本案件は16番川田委員に関係する案件のため、農業委員会等に関する法律第31条の「議事参与の制限」の規定に基づき、審議に加われませんので、川田委員は審議が終了するまで退席してください。
(16番川田委員退席)
- 議長 事務局より議案の説明をお願いします。
- 田沼主査 議案書10ページをご覧ください。
今月は申請が1件ありました。願出人、土地の表示等については記載のとおりです。

1番については、地図は8ページです。
申請地は4筆で、航空写真等により、平成12年以前から宅地として利用されてきたことが確認できております。スクリーンをご覧ください。
(写真説明)
- 議長 以上1件について、非農地の証明をすることはやむを得ないと思われまます。ご審議よろしくお願いいたします。
- 議長 ただ今の事務局の説明に関連して、事前調査委員長から調査の結果をお願いします。北部調査委員長をお願いします。

北部調査委員長 (長委員)	<p>今回北部は、1件の申請がありました。</p> <p>1件は20年以上、宅地として利用されてきたことを理由としております。</p> <p>書類審査及び現地調査を行いました。農地への復元が容易でないとい認められるため、非農地証明をすることは妥当であると考えます。</p> <p>以上が調査内容の報告であります。皆様のご審議よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。ここで、地元委員の意見を伺います。</p> <p>番号1番について、7番柴委員をお願いします。</p>
柴委員	<p>7番柴です。</p> <p>1番の案件ですが、事務局および調査委員長の説明のとおり何の問題もないかと思われ。よろしく申し上げます。</p>
議 長	<p>ありがとうございました。</p> <p>これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。</p> <p>(質疑なし)</p>
議 長	<p>発言がないようですので、採決いたします。</p> <p>議案第4号について、原案のとおり証明することにご異議ございませんか。</p> <p>(異議なしの声)</p>
議 長	<p>異議なしと認め、議案第4号は、原案のとおり証明することに決定いたしました。</p>
議 長	<p>これより川田委員の着席を認めます。</p> <p>事務局は川田委員に入室することを伝えてください。</p> <p>(16番川田委員着席)</p>
議 長	<p>次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定(利用権の設定)について」を議題とします。新規、再設定併せて137件の利用権の設定であり、事務局の説明は省略します。</p> <p>ここで議案の中に新規法人による利用権設定の案件がございますので、地元委員から報告いただきます。</p> <p>22ページの番号108番から115番について、3番五十畑職務</p>

代理人をお願いします。

五十畑職代

3番五十畑です。

108番から115番までの借人ですが、来月から小野寺地区を中心とした岩舟地域で稲作を始めます。3月7日に代表者と面談を行い、新たに市内の農業法人として仲間になることとなります。解除条件付きの契約となりますが、みなさまのサポートをよろしくお願いします。

議 長

ありがとうございました。

補足しますと、53番の借人も市外の法人です。県内の他市町で48haほど小麦など作付けしているそうです。親会社が100%出資しているため農地所有適格法人の要件を満たせないため、解除条件付きの契約となります。

議 長

これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。
議案第5号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

議 長

異議なしと認め、議案第5号は原案のとおり承認することに決定いたしました。

議 長

次に、議案第6号「農業経営基盤強化促進法による農用地利用集積計画の策定（所有権の移転）について」を議題とします。県農業振興公社の関する2件5筆、約123aであります。事務局の説明は省略します。

議 長

これより質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)

議 長

発言がないようですので、採決いたします。
議案第6号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)

- 議 長 異議なしと認め、議案第6号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に、議案第7号「農地中間管理事業の推進に関する法律により市が作成する農地利用集積等促進計画案に対する意見について」を議題とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 これより、質疑に入ります。発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、採決いたします。
議案第7号について、原案のとおり承認することにご異議ございませんか。
(異議なしの声)
- 議 長 異議なしと認め、議案第7号は、原案のとおり承認することに決定いたしました。
- 議 長 次に日程第4報告事項に入ります。
報告第1号から、報告第3号までを一括報告とします。事務局の説明は省略します。
- 議 長 報告事項について発言のある方は、挙手をお願いします。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、報告事項を終わります。
以上で、本日の議案の審議並びに報告事項はすべて終了いたしました。その他、皆さんから何かございますか。
(質疑なし)
- 議 長 発言がないようですので、以上をもちまして、令和6年4月栃木市農業委員会総会を閉会いたします。

[閉 会 午後3時21分]

議事録を証するため下記署名いたします。

令和6年 月 日

農業委員会長 _____ (若 色)

署名委員 _____ (川 田)

署名委員 _____ (荒 川)